

協定書

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取り扱いについての、

次の通り合意する。 （ 重要事項抜粋 ）

第一章 総則

（ 目的 ）

1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく政府管掌健康保険、組管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法の被保険者に係る療養費及び後期高齢者医療制度に基づく受給対象者に係る医療費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は市長村（以下「受領委任の取扱い」という。）を、〇〇社会保険事務局長以下「甲」という。）及び〇〇都道府県知事（以下「乙」という。）と社団法人 〇〇都道府県柔道整復師会長（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して、受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。

(委任)

2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。

また、国民健康保険及び老人保健に係る保険者又は市長村からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。

3. 2の委任は、第 2 章及び第 8 章に係る事務等の委任であって、保険者等(政府を除く)における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4. 施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者(以下「施術管理者」という。)とすること。但し、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者で柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

5. 施術管理者は、第 2 章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を6の確約を行うに当たって施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に提出すること。

第 2 章 契約

(確約)

1. 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第一号により、本規定に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

(受領委任の申し出)

6. 6の確約を行った柔道整復師は、様式第 2 号により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師から、第 3 章に定める事項を遵守し、第 2 章9及び 12 並びに第 8 章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事

項について、施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の承諾)

7. 事務局長と都道府県知事は、7の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は様式代 3 号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後 5 年を経過しないとき。

(2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

(勤務する柔道整復師の施術)

9. 8により承諾された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、施術管理者である柔道整復師が行うこと。

10. 受領委任の取扱いは、8により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という）においてのみ認められること。

11 取扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、事務局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

（ 申し出事項の変更等 ）

11. 柔道整復師は、7の申し出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに事務局長と都道府県知事に申し出ること。

12. 事務局長と都道府県知事は、柔道整復師又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- （1） 本規定に定める事項を遵守しなかったとき。
- （2） 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- （3） その他、受領委任の取扱いを認められるとき。

第 3 章 保険施術の取扱い

(施術の担当方針)

13. 柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）を行うこと。

また、施術は、被保険者又は被扶養者である患者の療養上妥当適切なものとする。

(受給資格の確認等)

14. 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りではないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞無く被保険者証を確認すること。

(療養費の算定、一部負担金の受領等)

15. 柔道整復師は、施術に要する費用について、別に厚生省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

(意見書の交付)

16. 柔道整復師は、患者から傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(施術録の記載)

17. 柔道整復師は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載した上で、施術が完結した日から 5 年間保存すること。

18. 柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った

場合は、施術録にその旨を記載すること。

(通知)

19. 柔道整復師は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。

- (1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
- (2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
- (3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

(施術の方針)

柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
- (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又

は濃厚な施術とならないよう努めること。

- (3) 現に医師が療養中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合には、この限りではないこと。
- (4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療をうけさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

第4章

(申請書の作成)

21. 柔道整復師は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により支給申請書を作成し、速やかな請求に努めること。

- (1) 申請書の様式は、様式第5号又はそれに準ずる様式とすること
- (2) 申請書を月単位で作成すること又は一つの申請書において各月の施術内容がわかるように作成すること。

(申請書の送付)

22. 柔道整復師は、申請者を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれ添付し、原則とし

て毎月 10 日までに保険者等の所在地の事務局長もしくは国保連合会又は健康保険組合へ送付すること。

(申請書の返戻)

23. 事務局長又は国保連合会は、24 の柔整審査会の審査対象である申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、当該保険者等に代わり柔道整復師に返戻すること。

ただし、健康保険組合に係る申請書の返戻については、当該健康保険組合が行うこと。

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

24. 事務局長は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び老人保健に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議の上、国保連合会に国民健康保険等柔道療養費審査委員会を設置さ

せることができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は、事務局長と協議の上、事務局長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

25. 事務局長又は国保連合会は、柔整審査会の審査にあたり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができること。

第6章 療養費の支払い

(療養費の支払い)

26. 保険者等(健康保険組合を除く)及び事務局長に審査を委任している健康保険組合は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27. 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合
事務局長又は国保連合会にその旨を申し出ること

28. 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容疑義がある場合は、
事務局長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29. 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の
内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。